



埼玉県報

第46号
令和元年(2019年)
10月11日
金曜日

目次

規則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）

告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則に基づく補償等の特例に係る知事が定める率（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の変更（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額（人事課）
- 令和元年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 安戸・田宮土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道深谷東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道弁財深谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 都市公園と道路との兼用工作物管理協定（営繕・公園事務所）
- 医療情報システム更新業務に関する契約の相手方等の公示（がんセンター）
- がんセンター医療情報システム用パーソナルコンピューター等機器に関する落札者等の公示（がんセンター）
- 県立病院の灯油（令和元年10・11月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（平成三十一年四月一日前に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

第二十九条 平成三十一年四月一日前に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、補償基礎額（条例第五条第三号の規定により、実施機関が知事と協議して別に定める額を補償基礎額とする場合に限る。以下この項において同じ。）を基礎として算定するところにより支給されるべき補償等の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第三号において同じ。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後における補償基礎額を基礎として算定するところにより支給されるべき額

二 平成三十一年四月一日前における補償基礎額を基礎として算定するところにより支給されるべきであった額

三 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額に、同号に掲げる額が支給されるべきであった日を基準として知事が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

様式第二号の注意事項2中「権利は、」の次に「これを行わないことができる冊から」を加え、「行わない」を「行わない」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）第二十九条第一項第三号の知事が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償等が支給されるべきであった日が属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、平成三十一年四月一日から施行する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

補償等が支給されるべきであった日が属する期間の区分	率
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	〇・〇二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	〇・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	〇・〇一

告示

埼玉県告示第五百四十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）第五条の二第一項及び第五条の三第一項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額を次のように変更し、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

次の表の上欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>平成三十年埼玉県告示第三百八十六号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示。以下「平成三十年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>
<p>平成三十年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成三十年四月十日の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十九年埼玉県告示第四百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示。以下「平成二十九年告示」という。）</p>	<p>三、九二〇円</p>	<p>三、九三〇円</p>
<p>平成二十九年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十九年四月十一日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十八年埼玉県告示第四百六十二号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示。以下「平</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九五〇円</p>

<p>成二十八年告示」という。）</p> <p>平成二十八年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十八年四月八日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十七年埼玉県告示第五百八十二号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示。以下「平成二十七年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九五〇円</p>
<p>平成二十七年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十七年五月二十九日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十六年埼玉県告示第七百二十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>

告示

埼玉県告示第五百四十四号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、令和元年十月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九〇〇円	一三、二八五円
二十歳以上二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、二二一元	一九、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円
七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円

告 示

埼玉県告示第五百四十五号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和元年十月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

表常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百五十円」に、「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に、「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百四十六号

令和元年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第五百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三芳店

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百六十三―三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 変更年月日

令和元年五月一日

ニ 届出年月日

令和元年九月十三日

二 縦覧期間

令和元年十月十一日から令和二年二月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十月十一日から令和二年二月十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安戸・田宮土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井 和夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千七十五番地二
同	風見 文男	同 同 才羽千九百十一番地
同	張ヶ谷 一郎	同 同 本島二千三百四十一番地
同	金久保 昭二	同 同 佐左エ門千二百三十二番地
同	日下部 行雄	同 幸手市大字戸島千九百五番地
同	榎原 敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	田中正俊	同 北葛飾郡杉戸町大字並塚五百八十番地
同	赤沼 正夫	同 同 堤根五十三番地
同	堀江 清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井 和夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千七十五番地二
同	山崎 利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	鈴木 昭男	同 同 佐左エ門六百九十番地
同	秋山 勝彦	同 同 大塚九十七番地
同	篠崎 隆男	同 幸手市大字戸島百十三番地
同	榎原 敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
監事	赤沼 正夫	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根五十三番地
同	田中正俊	同 同 並塚五百八十番地
同	堀江 清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影（同時調整））

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

令和元年十二月一日から令和二年三月十三日まで

告 示

埼玉県告示第五百五十号

平成三十一年埼玉県告示第九十四号で公示した公共測量は、令和元年九月二十日終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

測量計画機関である桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

桶川市大字下日出谷の一部

四 作業期間

令和元年十月十五日から令和二年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市金山町、宮本町一丁目

四 作業期間

令和元年十月十五日から令和二年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第五百五十三号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市浦和区瀬ヶ先一丁目の一部（東側）

四 作業期間

令和元年十月十五日から令和二年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第五百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―九―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市普濟寺字中原千六百二十六番二、千六百二十六番三、千六百二十七番四、千六百二十八番一、千六百二十八番二、千六百二十八番三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百八十二・七六立方メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷東松山線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
東松山市大字市ノ川字西耕地五 四六番八地先から同市松山町三 丁目一一八九番四 五地先まで	東松山市大字市ノ川字西耕地五 三六番一 地先から同市松山町三丁目一一 八九番六 地先まで	東松山市大字市ノ川字西耕地五 三六番一 地先から同市松山町三丁目一一 八九番六 地先まで	区 間
一一・七二〇二六・〇三	七・三四〇五八・二〇	七・三四〇八・二二	敷地の幅員 (メートル)
九二・二〇	一九七・六〇		延 長 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 弁財深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	熊谷市弁財寺前一六二番一地从先から 同市上須戸字水久保一〇一四番二地从先	区 間
五・一三〇・二〇・三〇	五・一三〇・一四・七〇	敷地の幅員 (メートル)
八二五・〇〇		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備 考

告示

埼玉県営繕・公園事務所長告示第一号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の十第一項の規定に基づき、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、埼玉県営繕・公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月十一日

埼玉県営繕・公園事務所長 若林 昌善

一 都市公園の名称

さきたま緑道

二 公園施設の種類

園路

三 道路の種類及び路線名

行田市道九・三―二百九十六号線

四 兼用工作物の位置

埼玉県行田市大字堤根字代官田通千二十五番一地先及び千百八番一地先

五 兼用工作物の管理者

公園管理者 埼玉県

道路管理者 行田市

六 管理の内容

イ 公園管理者

兼用工作物（暗渠となる水路に限る。）に係る改築、維持、修繕及び災害復

旧

ロ 道路管理者

(1) 兼用工作物（路盤を含み、暗渠となる水路を除く。）に係る改築、維持、修繕及び災害復旧

(2) 兼用工作物に係る許可、行政処分等の権限の行使

告 示

埼玉県病院事業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
医療情報システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年8月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
1,672,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
がんセンター医療情報システム用パーソナルコンピューター等機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局及び所在地
埼玉県立がんセンター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額
189,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年7月26日

告 示

埼玉県病院事業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
県立病院で使用する灯油（令和元年10・11月分）
JIS 1号 85,900リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
令和元年9月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イハシ
埼玉県越谷市流通団地 1 - 1 - 2
- 5 落札金額
72.38円（1リットル当たり単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年8月16日